

長崎県建設工事共通仕様書 修正箇所一覧表 【差替 19. 4. 9】

修正後	修正前
<p>(共-1-2)</p> <p>1-1-2 用語の定義</p> <p>18. 提示とは、監督職員が請負者に対し、または請負者が監督職員に対し工事に係る書面またはその他の資料を示し、説明することという (脱字)</p>	<p>18. 提示とは、監督職員が請負者に対し、または請負者が監督職員に対し工事に係わ</p>

第1編 共通編

第1章 総 則

第1節 総 則

1-1-1 適 用

1. 長崎県建設工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、長崎県が発注する建設工事、その他これらに類する工事（以下「工事」という。）に係る、工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び**設計図書**の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

なお、この共通仕様書に記載されていない事項、または特殊な工事については、別に定める仕様書（以下「**特記仕様書**」という。）によるものとする。

2. **請負者**は、共通仕様書の適用にあたっては、「長崎県建設工事執行規則、長崎県建設工事検査規程、長崎県土木工事検査基準、長崎県建築工事検査基準、長崎県土木工事検査指導幹職務要綱、長崎県建築工事検査専門職員職務要綱、長崎県建設工事施工管理基準(以下「検査規定等」と総称する)」に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、**請負者**はこれら監督、検査（完成検査、既済部分検査）にあたっては、長崎県財務規則（昭和39年、長崎県規則第23号）（以下「規則」という。）第119条、第120条及び第121条に基づくものであることを認識しなければならない。

3. 契約書に添付されている図面、**特記仕様書**及び工事数量総括表に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。

4. **特記仕様書**、図面、工事数量総括表の間に相違がある場合、または図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、**請負者**は**監督職員**に**確認**して**指示**を受けなければならない。

5. **請負者**は、信義に従って誠実に工事を履行し、**監督職員**の**指示**がない限り工事を継続しなければならない。ただし、契約書第26条に定める内容等の措置を行う場合には、この限りではない。

6. **設計図書**は、S I単位を使用するものとする。S I単位については、S I単位と非S I単位が併記されている場合は（ ）内を非S I単位とする。

1-1-2 用語の定義

1. **監督職員**とは、総括監督員、主任監督員、監督員を総称していう。**請負者**には、主として主任監督員及び監督員が対応する。

監督職員は、主に、**請負者**に対する**指示**、**承諾**または**協議**の処理、工事実施のための詳細図等の作成および交付または**請負者**が作成した図面の**承諾**を行い、また、**契約図書**に基づく工程の管理、**立会**、**段階確認**、工事材料の試験または検査の実施（他のものに実施させ当該実施を**確認**することを含む）の処理、関連工事の調整、

- 設計図書**の変更、一時中止または打切りの必要があると認める場合における契約担任者（規則第2条第1項第6号に規定する契約担任者をいう。）に対する**通知**等を行う者をいう。
2. **総括監督員**とは、「検査規定等」に定める監督総括業務を担当し、主任監督員及び監督員の指揮監督並びに監督業務の掌理を行う者をいう。
なお、総括監督員が配置されていない場合は、主任監督員が監督総括業務を行うものとする。
 3. **主任監督員**とは現場監督総括業務を担当し、監督員の指揮監督並びに現場監督総括業務及び一般監督業務の掌理を行う者をいう。
 4. **監督員**とは、一般監督業務を担当し、一般監督業務の掌理を行う者をいう。
 5. **契約図書**とは契約書及び**設計図書**をいう。
 6. **設計図書**とは、**特記仕様書**、**図面**、**工事数量総括表**、**共通仕様書**、**現場説明書**、**設計図書**に対する質問回答書及び**監督職員が請負者に指示した書面**及び**請負者が提出し監督職員が承諾した書面**をいう。
 7. **仕様書**とは、各工事に共通する共通仕様書と各工事に規定される**特記仕様書**を総称していう。
 8. **共通仕様書**とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工する上で必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。
 9. **特記仕様書**とは、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細または工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。
 10. **現場説明書**とは、工事の入札に参加するものに対して発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。
 11. **質問回答書**とは、**設計図書**等に関する入札参加者からの質問書に対して発注者が回答する**書面**をいう。
 12. **図面**とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図等をいう。なお、**設計図書**に基づき**監督職員が請負者に指示した図面**及び**請負者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面**を含むものとする。
 13. **工事数量総括表**とは、工事施工に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。
 14. **指示**とは、**契約図書**の定めに基づき、**監督職員が請負者**に対し、工事の施工上必要な事項について**書面**をもって示し、実施させることをいう。
 15. **承諾**とは、**契約図書**で明示した事項について、発注者若しくは**監督職員**または**請負者が書面**により同意することをいう。
 16. **協議**とは、**書面**により**契約図書**の協議事項について、発注者または**監督職員**と**請負者**が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
 17. **提出**とは、**監督職員が請負者**に対し、または**請負者が監督職員**に対し工事に係わる**書面**またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
 18. **提示**とは、**監督職員が請負者**に対し、または**請負者が監督職員**に対し工事に係わる**書面**またはその他の資料を示し、説明することをいう。